

第 34 回東京都青少年問題協議会
第 1 回若年支援部会

令和 6 年 6 月 14 日（金）

都庁第一本庁舎 34 階
34A 会議室

午後 5 時 33 分開会

○村上若年支援担当部長 ただいまから、「東京都青少年問題協議会第 1 回専門部会・若年支援部会」を開催いたします。

本専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の運営規程に準じまして、原則公開となっております。議事録につきましても同様の扱いになりますので御了承ください。

次に、資料の確認を行います。

今回の資料につきましては 6 点ございまして、次第、2 点目はこども大綱と東京都子供・若者計画（第 2 期・第 3 期）構成比較、3 点目がこども大綱説明資料、4 点目が子供・若者計画策定状況など、5 点目が数値目標案、6 点目が部会名簿の計 6 点となっております。

それでは、次第 2 としまして、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長、竹迫より御挨拶申し上げます。

○竹迫安全担当局長 皆様、改めまして東京都生活文化スポーツ局の生活安全担当をしております竹迫でございます。どうぞよろしくお願いたします。

皆さん大変お忙しい中、第 34 期の青少年問題協議会の委員をお引き受けいただき本当にありがとうございます。

また、第 1 回の若年支援部会にも御参加いただきましてどうもありがとうございます。

今回諮問されたテーマは、総会で知事の御発言にもありましたが、第 2 期の東京都子供・若者計画の改定についてでございます。

第 2 期計画の策定からちょうど 5 年ということでございまして、この間に子供・若者を取り巻く状況も非常に目まぐるしく変化をいたしております。

こども・若者育成支援大綱、これは令和 3 年 4 月に制定をされておりますが、そのときの社会全体の状況といたしまして、子供の自殺などの生命安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念など、非常に多くの言葉が指摘されております。

また、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族間の変化といたしました家庭をめぐる

課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題なども指摘されております。

この若年支援部会におきましては、本計画が法定計画であることから、国のこども大綱を勘案しつつ、居場所や若者ケアラーといった問題への対応等につきましても、忌憚のない御議論を賜れば幸いです。

私ども事務局といたしましても、全力でサポートをしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○村上若年支援担当部長 続きまして、改めてにはなりますが、若年支援部会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、先の総会で本協議会の副会長に御就任いただきました筑波大学教授、土井隆義委員でございます。

○土井委員 土井です。よろしくお願ひいたします。

○村上若年支援担当部長 続きまして、公益財団法人青少年健康センター茗荷谷クラブ、井利由利委員でございます。

○井利委員 井利です。よろしくお願ひいたします。

○村上若年支援担当部長 続きまして、早稲田大学法学学術院教授、小西暁和委員でございます。

○小西委員 小西です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○村上若年支援担当部長 続きまして、神奈川県立保健福祉大学教授、新保幸男委員でございます。

○新保委員 新保でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○村上若年支援担当部長 続きまして、東京アドヴォカシー法律事務所、杉浦ひとみ委員でございます。

○杉浦委員 よろしくお願ひします。

○村上若年支援担当部長 続きまして、独立行政法人労働政策研究・研修機構、統括研究員、堀有喜衣委員でございます。

○堀委員 堀と申します。よろしくお願ひします。

○村上若年支援担当部長 それでは、審議に先立ちまして、若年支援部会の部会長の選任を行います。

部会長に関しましては、総会におきまして、部会において選任するということとされましたので、どなたか委員の方から御推薦などお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

井利委員、お願いします。

○井利委員 部会長として筑波大学教授の土井隆義委員を推薦したいと思います。総会において本協議会副会長にも選任されており、適任だと思います。よろしく願いいたします。

○村上若年支援担当部長 ありがとうございます。

ただいま、井利委員から部会長として土井委員が適任との御発言がございましたが、いかがでしょうか。

<「異議なし」との声あり>

○村上若年支援担当部長 皆様の御賛同をいただきましたので、若年支援部会長には土井委員をお願いしたいと思います。

それでは、このあとの進行は土井部会長へお願いしたいと存じます。土井委員よろしく申し上げます。

○土井部会長 改めまして、よろしく願いいたします。

それでは、今日は7時15分までです。何とかやりたいと思っておりますが、審議事項が4件、それから意見交換が1件、計5つトピックがありますので、要領よくやっ
ていきたいと思っております。

まずは審議事項です。今回の計画の改定につきましてです。

まず、第1章と第2章、こちらについて、あらかじめ委員の皆様、私も含めてですが、事務局から、あらかじめ何か意見があればお出してくださいというお知らせがあつて、提出はくださっているとは思いますが、ほかの委員の皆さんは分かりませんし、あるいは、今日傍聴の方も入っていらっしゃるし、出したあとにまた新たにお気づきになった点もあるでしょうから、この場で改めて御発言いただいて、御指摘をいただければと思います。

一緒くたにやるよりは、分けてやったほうがよいと思うので、まず、第1章からいきましよう。

「計画の策定に当たって」というところです。この第1章につきまして、どなたでも構いませんので、御意見、あらかじめいただいているので、あるのは分かっていますから、ご自由に、どなたからでも構いません。御発言いただければと思います。よろしくをお願いします。

○杉浦委員 杉浦ですが。私、余りよく趣旨が分かってない状態で申し訳ございません。

○土井部会長 質問も含めて、じゃあ。

○杉浦委員 これは、ここのところ、今から見ていくところについて、こういうところは維持すべきだろうとか、あるいはこういうところはこう変えていくべきだろうといった意見というふうなことでよろしいですよ。

○土井部会長 そうですね。これは第3期の計画をつくるのに改定しないといけないので、問題点とかを御発言いただければと思います。

○杉浦委員 分かりました。

○土井部会長 じゃお願いします。

○井利委員 先ほど都議会の方の御意見にもあったと思うのですが、5年間の計画がどうだったのかというところをしっかりと検証しつつ、そしてこういうことで計画の策定をするんだという趣旨が必要かと思って。

じゃ、その5年間どうだったのかというと、私は青少年健康センター茗荷谷クラブというところで、本当に現場で30年ぐらいやっているんですが、この5年間、目まぐるしい変化もあって、この計画が策定されて、若者支援推進とかによってかなり変わってきた部分はあるのですが、それでも、特に私がやっている不登校とかひきこもりとか、いわゆる困難を抱えた若者に関しては、全くといっていいほどいい方向に行っていないんですね。数的にも全然行っていなくて。

というところがあって、それはじゃあ一体どういうことだったのかというところを、ある程度議論しつつ、それでこういう計画を立てていることになったというような方向性がどこかに書いてあったらいいかなというふうなことは一つ思います。まず第1章

の1の話ですればよろしいのですよね。問題点としては、特にひきこもりに関しては146万人という数字が出ていて、どんどん増えているということ、不登校は30万人という数字が出ていますので、そういう意味では全然よくなってないということ。

それから、先ほどの策定の趣旨のところ、先ほど委員のお話にもありましたが、連携とに関しても、重層的支援とはなっているけれども、いわゆる横のつながりをなくしては対応できないことは現場では本当にそうなっているのにもかかわらず、なかなか自治体同士の垣根が高くて、その自治体同士も、東京都、自治体がそれぞれやっていて、それが横のつながりがないので切れてしまうというのがあるかなというのがすごく感じるようになっております。

あと、連携会議も、例えば、私は文京区と台東区と千代田区で行政と関わらせていただいて、世田谷もそうですが、なかなか行政、庁内での連携をしようという動きはあるのですが、コストも人員も足りないような状態の中で、実際にはなかなか連携が難しいという状況です。

時間的なところですかね。あと、人員的なところもあると思うのですが、そこら辺を都がどういうふうに支援をしていくかということも大切になってくるのかと思います。

○土井部会長 ありがとうございます。都のほうから少しコメントありますか。

○村上若年支援担当部長 現計画がどこまでいったのかという達成ですが、計画自体が、いろいろな行政機関にまたがってしまっていて、ピンポイントでこの政策の例えばこの目標というのはなかなか出しづらいなというのがあります。

委員の先生がおっしゃったとおり、ひきこもりが増えているとか、そういった客観的なデータというのがありますので、そういうところを踏まえながら、所管にも聞いて、少し原因を深掘りして御提供できればと思っております。

あと、連携につきましても難しい問題でして、予算とか人員の面もありますが、縦割りの法律とか状況とか、そこが壁になっているということも聞いております。

社会的に大きな課題ですので、少しずつ規制緩和だったり、連携は進んでいるようですので、今回計画の中の第3章、第4章の施策の立案の中で少し連携などもできるところは書ければと思っております。

○井利委員　そういう問題意識を持ちつつ、具体的なところをこれからやっていけばいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○村上若年支援担当部長　ありがとうございます。どんな意見でもいただければ思っておりますので。今後のためにも。

○土井部会長　じゃ、それを踏まえて、この1-1の趣旨のところは何か書き換えたほうがいいとかというところがあったりするのですか。

○井利委員　どういうふう書き換えればいいのかとか、どういうところまで書けるのかというのが分からないがあるので。

○村上若年支援担当部長　施策推進の視点のところですかね。

○井利委員　計画の策定に当たって。第1章の計画策定の趣旨というところで、実際、なかなか進まなかったこの5年間ということも、やっぱりあるわけですし、そこら辺をどこかに書いていくといいのかなと。

○村上若年支援担当部長　そうですね。

○井利委員　非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されているからということで、計画をつくり、推進を図るためにやっているんだけど。

○村上若年支援担当部長　一部達成したのはあるけれども、そういった変化についていけないというか、あと、顕在化したものがまだ残っていて、それは引き続きやらなければいけないとかとかいうところでしょうか。

○井利委員　そうですね。特に現場としては、ほとんど進んでないという感覚を持っている人もいますから。

○村上若年支援担当部長　原因分析も1つに絞れるといいのですが、結構複雑に絡み合ったりすると、いろんなところでいろんな原因が絡み合っているところは、なかなか難しいかもしれないですね。

○井利委員　もちろん、そうですね。いろんな原因は絡んでいるのですが、ここでいろんな原因が重層的に複雑に絡み合っているからこそやるんだという感じで、そこをうまく整理しつつやるんだと書いてありますが、そこが実際にはうまく機能していないという感覚が現場にはありますので。

○村上若年支援担当部長　ありがとうございます。

○土井部会長 絡まっているから、もっと趣旨を足して書いたほうが良いということですね。

○井利委員 連携を組まなかったら力が発揮できないし、連携が良いに決まっているのにできないという状態がいつもあって、そこはもうこの際何とか工夫をしていただくという方向で第1章をつくっていただきたいですね。

○土井部会長 ここは書けますかね。強調して少し。

○村上若年支援担当部長 そうですね。課題認識としてはあると思いますので、書き方の工夫でできるかなというところですかね。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○小西委員 第1章で気づいた点についてですが、まず1、計画策定の趣旨に関して。これは事務局のほうでもそういうふうにされると思うんですが、この第2期計画の策定以降の5年間における様々な状況の変化、課題の変化というのがあるかと思います。

例えば、コロナ禍というのも大きかったと思うのです。そのコロナ禍における子供たち、若者たちの活動の制限というのが様々な経験などを失わせるようなこともあったかと思います。そういうものをどう踏まえるのかということもあるかと思いますが、また先ほど都知事が話されていたようなヤングケアラーとか、あるいは若者ケアラーというような現在の問題、また居場所のない子供・若者というふうなことも、これらのところで触れていく必要があるかなというのをまず思ったのが最初の1のところですね。

○土井部会長 じゃあもうそれを書き込むということ、最初から。ヤングケアラーとかも。

○小西委員 現在の課題としてあるということを書いたほうが良いのではないかなと思います。

○村上若年支援担当部長 具体的な施策とか対応とかというのは、できれば計画の後ろの施策を並べるところで、こういう課題があるので、当然アップデートしてやっていかなければいけないとしたほうが分かりやすいかなというのがあります。計画に記載する場所については、また御検討させていただければと思います。

○小西委員 分かりました。現在でも、第2期の貧困、児童虐待、いじめというのがあって、これが次の計画の後ろのところ、その対策を打つみたい、そういう感じ
です。

○土井部会長 そこを入れ替えるということですね。

○小西委員 そうです。

次に2のところ、計画の位置づけですが、これはかなり重要なことかと思うのですが、こども基本法上だと都道府県こども計画というような形で位置づけられて、そこに子供・若者計画も収斂されるのか吸収されるような法構造になっているかと思うのですが、その中で東京都では子供・若者計画を特出しして1つの計画を独立してつくるというのはかなり重要なことだと思っています。

というのも、子供の権利というのは、子どもの権利条約もそうですが、社会的にもかなりこれまでも注目されてきましたし、そのための対応というのも強く認識されてきていると思うのですが、若者の権利とか若者のニーズというのが、社会的には子供のほうと比べると政治的な観点からも後回しになっている面が強いかなと思います。

そういう点からも、若者の権利とかニーズに関してちゃんと東京都では着目して、これだけこのような計画を立てているというのをきちんと示すというような点でも、計画の位置づけは大事じゃないかなと。

その点、先ほどの総会でも、資料の中にもあったかと思うのですが、こども未来アクションの中でも、概念図として、都道府県こども計画への都の対応というふうな、その図なども参考になるんじゃないかなと思うんですが、そういう形で、都では独自にこういう計画を立てているというのをこの2の中で、第1章「2 計画の位置付け」で図示していく必要があるのではないかなと思いました。

また、「こども未来アクション 2024」、これもかなりの厚さのものですが、自分もネット上で見たのですが、子供の意見をどう取り入れるか、アンケート調査も踏まえながら書かれている。そういうものへの言及も、この計画の位置づけの中でしていく必要があるかと思っています。

あと、3の計画の対象も、ここも最初の文書のところなどで、こども大綱との関係も言及していく必要があるのではないかなと思った次第です。私からは以上です。

○土井部会長 ありがとうございます。

○村上若年支援担当部長 東京都では、去年、こども基本法が施行されて庁内でどうするか、まとめるという考え方と、分けるという考え方がありました。東京都としては子供を優先して施策を特出しし、5年ではなく、こども未来アクションを毎年バージョンアップしていくということになりました。

おっしゃるとおり、「じゃ、若者はどうなのか」ですが、大綱の中には引き続き若者の部分がありますので、ここは抜けないねと。あと、子供・子育て支援総合計画という計画も別に独立させていまして、この子供・子育て支援総合計画も今改定に向けて作業をしています。それから、若者への支援をこの若年支援部会で検討するという形で3つに分かれているところですね。

若者については、そこは庁内各局で連携しまして、先ほどの総会でもあったように、シームレスな形で、世代の切れ目がないような形をどう書いていくかというところが大事ですので、そこは並び方とか、考え方とか、先生おっしゃったように、東京都ではこういう計画になっていて途切れがないんだというのもお示しできればと感じているところでございます。

○小西委員 特に東京都だと大学が多かったりすることもあり、若者が多いというのもあるんですね。そういう点でも、東京都で若者の問題に着目して、いろいろ支援していくというのは非常に意義があることだろうと思っております。

○井利委員 ぜひ若者を除かないでほしいですね。

○村上若年支援担当部長 東京都としても、行政施策だとどうしても高齢者とか、子供とかに行きがちですね。

若者たちのところは自立というか、なかなか手薄かった分がありまして、今回のテーマだと困難な状況を抱えている方の声をどうやって吸い上げて、社会参画を含めて、社会全体としてやっていくかということがメインになりますので、そういった点を少し強調できればなというところは考えているところでございます。

○井利委員 困難を抱えた若者ということから、なぜ困難を抱えているのかということになってきたときに、子ども時代をどう過ごしたかがあります。

ですので、そのこの困難な若者の声をどれだけ聞いて、それからどれだけ理解するか

というのが、子供施策に対してもものすごく重要になってきていると思うので。

例えば、若者で、今ひきこもったり不登校になったりとかしている方たちが、子供の、さっき言いました権利というんですかね、子供の権利を蔑ろにされながら育ってきているが故に、自分を見失ってしまって、どう生きていっていいか分からなくて外に出れなくなったりとか、学校にある日突然行けなくなったりということが起こっているわけで、その子供の権利といったところは非常に重要で、それがその若者支援にもつながっていくというところなので、そこを切れ目なくやるって意味も含めてつなげていくということが大切だと思います。

○村上若年支援担当部長 子供政策連携室という部署がありまして、そこが子供の自己肯定感がないとか、いろんな課題というのは結構施策を打っているところがありますので、そういうところはバージョンアップを当然していますので、盛り込んでいければなというところはありますね。

○井利委員 そうですね。

○杉浦委員 もともとその子供と若者とか、年齢が違ってきているのですが、質的に言うと多分比較的年を経てもまだ子供化しているというか、よく非行の問題を言うときに子供というのは昔に比べるとずっと成長が遅くて、25 ぐらいまで脳の発達が続いているとかって言い方をされていて、途切れると考えているのは傍が考えているだけであって、実は子供たちは途切れてないんじゃないかという。

○村上若年支援担当部長 つながっているといいますか。

○杉浦委員 ええ。だからその本質のところは捉えておく必要があって、子供、青年、若年とか、少しそれより先は、分かれている雰囲気ではなくて、こういう年齢はずっと途切れることなくあって同じ問題を引きずっているという、そういう意識のほうがいいと思いますね。

○井利委員 余りライフステージでパキパキやらないで、ライフステージはもちろんあるのですが、そこはつながっているとすごく思うので、この時代にこれをするとかそういうことではなくて、発達に困難を抱えている人とか、成長の過程にある人にとっては、前回の計画改定の協議会で、ライフステージごとの計画になっていったことに実は違和感を感じていました。今、子どもたちを見ているとそうじゃないよと、つ

ながっているということをすごく感じます。そこをどういう風を書いていけばいいのかなということは思っています。

○村上若年支援担当部長 計画の対象年齢で言うと、18歳とか30歳とかがメインターゲットになっているところがありまして、そこをどう盛り込んでいくかという書き方の問題かと思えます。

○井利委員 そうですね。先ほど言った権利の問題が非常にあるので、自殺問題とか非行とか、いろんな問題がある中で、結局その権利が蔑ろにされているというのが根底になっていて、子供たちもそれを知らない。

知らないということは、自分にそういう権利があることを知らないのに、今さら意見を言えとかと言われても、言い方も分からないし、あるということも知らないような状態だという、そのもっと根本的なところがまだできていないかなと。

私も子どもの権利条例を施行している市で子どもの権利擁護委員をやっているのですが、子供の権利について子供たちは全然それを知らない。そういうことがあるんだとか、子供というのはそうやって生きる権利、育つ権利ですか、守られる権利、参加する権利、その4つの基本的なことを当たり前持っているんだということ自体が教育の中で教わっていないなという。

親もその子供は権利の主体であるってことを教わってないので、だからあんな虐待とか、子供をそういう状態に持っていくという、子供の権利があるということ、主体だということが分かってない風土の中で、社会全体の中では虐待が起こってくるのかなと、思うこともありますね。

○村上若年支援担当部長 先生の御意見は、非常に重要な部分でございまして、多分そういう意味があるので、国は大綱を一本化して、若者と1つの大綱にしたのではないかなと。

ただ、今回、子供については子供政策連携室のほうである程度しっかり書いたり、毎年更新していくようなイメージもあるようなので、そこはそこで書くし、うちはその部分でどう連携して書くかというところについては、今後棲み分けていくことが大事かなというところがありますので、そこは進捗状況とか、他部署との連携を横に睨みながら取り組んでいければと考えております。

○杉浦委員 全体を通してですが、すごくいいなと思っているのは、この次代の社会の担い手であるとか、その第1章のところではそうですし、社会をこれからつくっていくとか、主権者のなところ、子供たちというのは主体性を持って主権者として自分たちの意思決定によって自分たちの権利を受けていくという、そのところが本当はあるべき目標であって、そのために足を引っ張る阻害要因はみんなで抑止しようと、促進要因はもっとサポートしようという形で、その行く先というのがすごく明確になっている、つまり大変だから恩恵的に何かしてあげようというのではなくて、子供が、若者が、主体的な権利の主体であって、それを実現するためには主権者として学んでいかなければいけないという、そのところの筋というのがとても本当に現れているのではないかと思うので、そのあたりをどこに散りばめていくかは別にして、各論のところでは多分やっていくべきだと思うのですが、その視点というのは明確にしてもいいのかなとは思いました。

○村上若年支援担当部長 今、委員の先生がおっしゃっていた子供をどう捉えていくというのが、まさに今回の第3期の計画のメインでございまして、権利として分かっているけれども、どうやってその権利を主張していくかというところ、まさにこの第3期の計画で子供の声をどう吸い上げていくかについて、今、まさに隣の会議室若者部会が議論しているところです。その権利をいかに社会に反映させるために、その中間としてどうやって声を吸い上げていくのかというところはこの計画の多分後ろのほうでメインになってくると思っております。

○杉浦委員 それを見るために教育がされてないなあという。

○井利委員 そうそう、それはすごく思いますね。子供たちが自分の意見を言っているんだとか、自分の気持ちを言っているんだと余り思っていないんですね。

言うべきことをただ、正しいことを言わなくちゃみたいな感じになっているということを感じる事が多くて。

○村上若年支援担当部長 教育庁も考えてやってると思うんですよね。子供の声を聞き出すというか。実際そこをどうやるかはあるのですが、そこはまた個別の中で問題点を拾い上げていければと思います。

○土井部会長 学校の問題とね、どうやって棲み分けるか。本当は重なっているんだ

けれどもね。

○杉浦委員 具体的な例で、飛んでしまうかもしれないんですが、その主権者的な存在なんだというところを尊重しなきゃいけないということで、今、公立の学校では模擬選挙を割とやっているようですね。

それは選挙管理委員会が行って、学校の生徒を集めて模擬選挙というのをやっているのですが、その模擬選挙というのは何をやっているかという、まず関心を持ってもらうためにクイズをやる。「選挙年齢はいくつですか、外国はいくつだと思いますか」と、そういうクイズがあって、あとはその投票箱というのがある、ここでこう書いて入れるのです。

例えばこの場所を開発するためにどうしたらいいかというようなことの1つの案について、3人ぐらいの人が少しスピーチして、投票するという、そういうことをやり始めていて、そんなこと始めたんだってすごく驚いたのですが、ただ、映像でも見れるのですが、中を見ると、書いてもらって投票するというのを教えてもらっても、おもしろくも何ともないわけですよ。

架空の何かテーマを与えられても何もおもしろくなくて、結局は自分がなぜ貧乏なのかとか、自分でなぜお父さんが仕事の首を切られたのかとか、なぜこうやっていじめが起こっちゃうのかとか、何か本当に生活に密着しているものに対して考える。

つまり個人的なものが政治的なものだと言われると同じように、子供たちが本当に考える、主権者として考えていくための例えば模擬投票というのであればすごくいいと思うのですが、何かためにする模擬投票、やっていますみたいな、何かそういう感じがあって、もっともっとそこを実質化するような。

これが今回その主体だと言ってらっしゃるので、そういうところ、学校での政治的な指導って結構難しいと思うのですが、選挙管理委員会が行ってやるんだったらもしかして大丈夫かもしれないかなと思ったりもして、具体的にやるともっと子供をそうやって力を付けさせていく必要があると思ったんです。

ちょっと話が飛びましたが。

○村上若年支援担当部長 若者的には子供のときからの価値観の植え付けだったり、行動変容をもう少し打ち込んでいくというよりも、変えていくということですかね。

○土井部会長 さっきその若者が抜けているという話がありましたが、でもそのためにも子供からということでしょう。

○村上若年支援担当部長 そうですね。子供政策連携室がつくろうとしていることも未来アクションだと結構書き込まれるかなと思うんです。そことの連携をどう図るかだと思います。

○土井部会長 教育のマスターには余り入り込めないですね。

○村上若年支援担当部長 ただ、どういう状況かとか、こういったことはどうかというのは、当然、事務局で取り上げたり、何が本当の課題かとかという実情は多分探ることはできると思いますので、そういう情報提供ではできると思います。

○小西委員 具体的なその施策の中では、教育庁がやっているものもたしか入ってるんですね。

○村上若年支援担当部長 入っています。

○井口統括課長代理 主権者教育というのは一応ございますが。

○村上若年支援担当部長 学校の中でも選挙の仕組みだとか、投票する、例えばこういう行為をしちゃうと選挙法に違反してしまうよとか、教育庁ではそういう教育を学校でやっていらっしゃいます。

多分成人が 18 歳とか、年齢が法的には下がっているのですが、仕組みを早めに教えるとか、最近では学校とか、大人に向けて、子供にもちゃんと知識をあげていくというのは、いろいろな部分でやられているとは思うんですね。

そこが全体でそうなっている、ある程度それを学んで、それに応じた大人というか若者になる人もいるし、相変わらずそういうことをしてもなかなかそこを吸収できずに大人になってしまう方もいるかと思うので、なかなかその棲み分けが難しい。

多分、教育庁に聞くと、別に庇うわけじゃないですが、一定の効果を上げている部分ももしかしたらあるかもしれないですし、教え切れていない部分をどうするかというところは、今後の課題としてはあるかもしれないですね。

○土井部会長 それはなぜかという、杉浦さんがおっしゃっているのは、だから選挙ごっこじゃだめだよと。リアルなテーマを扱わないとだめでしょって。自分たちの問題じゃないから。

○村上若年支援担当部長 そうですね。そういった工夫をやっているだけではね、情報を聞いてみてですね。

○土井部会長 ただ、そこまで私たちは踏み込めないでしょ。

○村上若年支援担当部長 具体にはなかなか難しいかもしれないですね。

○井口統括課長代理 ただ、いただいた御意見につきましては、所管の局のほうに出させていただきます。今後、内容を更新していく上で御意見を付させていただく形です。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○小西委員 これは、今回の意見を踏まえて、これから書き直して、その書きぶりをまた見てもらうということですか。

○村上若年支援担当部長 いろいろ御意見を頂戴しまして、更新という形を踏まえたいと思います。ただ、御意見いただいたのが、この計画にはなじまないけれども、いろんな計画がありますので、こういったところで反映できないかということもあると思いますので、いろいろな御意見をいただければ打診することは可能です。

○土井部会長 分かりました。

○井利委員 自治体同士の垣根というか、取るのは難しいですね。

○村上若年支援担当部長 同じ施策を打っているというところがあったり、自治体によっては考え方が若干違ったり、自治体によって何を優先させるかとか、擦り合わせとか、多分金太郎飴のようにどこの自治体も同じだというのはなかなか難しいかもしれませんが、重点を何にするかです。

社会で今後、委員がおっしゃったように、どうやって権利主体としてその施策に反映するかというのは、それは国もそうでしょうし、自治体もそうでしょうし、どうやって意見を吸い上げるかというのが共通項的なところがあるので、一緒にできそうなところについては、自治体間といえども、同じようなことをやるのは可能かなと思います。

○杉浦委員 まず自治体で実践例でやってもらおうと、よその自治体でその施策が欲しいと思っているところは、「あそこはやっていますよ」という話で割とものすごく重

要だと思うのですが、少なくとも東京都では先陣を切っていい施策をするとか。

○村上若年支援担当部長 教育施策に限らず、環境施策とか、いろんな優良事例みたいな形で国が求めたり、東京都でもいろんな区でやっているのがあるよということで、そういうのに補助金をつけて政策的に誘導したりというのがあるので、優良事例はいろいろなところでオープンになっているかもしれません。

○井利委員 例えば居場所とか、先ほどありましたが、文京区の人はこの居場所、料金はかからないけれども他区の人だめとなっていて、若者というのはそんな地域によって、便利よりも違うところに行きたかったりするわけです。

それこそ、外に出れないのは同級生に会ったらどうしようという気持ちで出れない子もたくさんいる中で、そこでそういうふうに自治体で、せめて広域にして、近くの文京区、豊島区からだったらみんな来れるよみたいな、そういう動きが欲しいですね。

○村上若年支援担当部長 今、どこまで役割を担うかという点がありますが、民間でも地域性を問わないで、夜でも受け入れとかあるというのを聞いています。

○井利委員 青少年健康センター茗荷谷クラブでは夜もやっていますし、昼間の居場所もやっているのですが、文京区の委託を受けているので、文京区の人はこの料金で行けるので。

○村上若年支援担当部長 料金格差みたいな感じですね。

○井利委員 料金格差があるわけですよ。青少年健康センターでは、文京区の方は料金を無料にするなど格差をつけていますが、他の自治体の人でも受け入れて利用できます。

でもそうでない自治体もあって、自治体によって考え方が違いますね。

○村上若年支援担当部長 そうですね。

○井利委員 そういうところがあって、そこは東京都としてはこう考えるみたいなのが本当はあってもいいなと思います。

○村上若年支援担当部長 そうですね。居場所についても、友達に会うからとひきこもっている人もいますし、逆に家庭で親御さんとなかなか合わなくて、夜どっか1人になりたいという事情も、いろんなパターンがあると聞いていますので、どこまで東京都で踏み込むかというのがあると思うのです。そこはまた所管の部署と検討してい

きたいと思います。

○土井部会長 とりあえずこの第1章の書きぶりのところでは、杉浦さんがおっしゃったように、権利主体として位置づけているところはいいのですが、井利さんがおっしゃったように、そもそも権利主体であるという認識自体を持ち得ていないかもしれないから、そこをいかに権利主体であることを意識できるように、権利意識をいかに育てていくのかというところが書き込めるといいかなというということですね。多分、書きぶりの中でね。

○村上若年支援担当部長 それは子供政策連携室のこども未来アクションとの整合性を図りながら、それがこの若者のステージのメインターゲットになったときに、もう少し盛りつつ書いていくというところですかね。

○土井部会長 そうですね。

○村上若年支援担当部長 法律から持ってきているものですから、根底の全ての価値観の普遍的な子供の権利になってしまうと、なかなかここにズバリ、そこにスペースをかけるというのはなかなか難しいかなということがありますので書ける範囲で書く。

あとは東京都でも子供の計画以外にも、いろいろ東京都の未来の東京戦略とか、全庁的にやるのも年度末ぐらいにありますので、そこで書き込むというような手もあるかなと思いますので、それぞれの計画の位置づけとかによって、書き方を工夫していきたいというのは思っています。

○杉浦委員 施策をこうするのが子供に対する恩恵的なもの、子供に恩恵を与えるものではないというところは明確にすると、言葉自体の使い方ですが、例えば生活保護を受けるとか、いろんな支援を受けるとというのが、施されている、市から施されているとかと、子供の中で「あ、生活保護を受けてて得している」みたいに言われるんじゃないかと、そうじゃなくて、それは言葉で書くかどうかは別に、憲法で保障されていて、自分たちがちゃんとそれもらって当然のものとして権利があつて。

○杉浦委員 書き方としては難しいが、ニュアンスとしてはそういうもので、常に卑屈になるような感じじゃないというところは大事かなと。

○村上若年支援担当部長 そういう意味では声の上げ方なんじゃないかな。どうやって声を上げて自分たちの施策を反映していくとか、権利なんだということを、言うべ

きことを言えるというか、そういったこともあるんでしょうね。

○杉浦委員 こっちからのメッセージでそういうものなんだというのがあると、これを読んだときに、あるいはそういう子供と接する方がこういうを読んだときに、これは別に恩恵でもなんでもなくて、これを吸収して、自分たちが今度社会を、ちゃんと次代を担っていくんだからね、みたいな。ニュアンスとしてはそんな感じで行けるのかなと。

○土井部会長 これは小西さんが言われているように、トピックが変わってきているので、まずそこはリプレースしなきゃいけないですよ、ヤングケアラーとかいろいろね。

そういう困難を抱えているときに、それに対して施策が恩恵ではなくて、当然それは声を上げる権利なんだってことが分かるような書きぶりにしたほうがいいということ。

だから、その困難を抱えた子供たち、若者たちがメインはそうなのだけれども、それに対する施策というのは、これは恩恵ではなくて権利なんだというのが分かるような書きぶりになればいいということですよ。

○村上若年支援担当部長 なるほど。

○土井部会長 1回下案をつくっていただいて、それでまたそれを見てということですかね。

ほかはありますか、第1章について。

○新保委員 よろしいですか。まだ全体像がよく分かってないので。

こども大綱の内容と、第2期もしくは第3期の計画案を読ませていただくと、どちらかというところども大綱のほうが出生前から、乳幼児期からという時期について手厚くなっていると思います。

子供・若者計画のほうがそこは少し薄めなんだと思うんですが、これがこの計画の位置づけ上の特徴であるならば、それでいいのかなとまず思います。そこはまだよく分からないので、もしそうだったらこの書き方で流れとしてそれでいいのかなと思います。

一方で、こども大綱を議論しているときに、育つ子供に視点を置くというのは当然

そうですが、青年期からポスト青年期にかけては、親でありながら子供を育てた親が、親だから子供を育てているわけですが、子供のことに対応しながら青年期、ポスト青年期を過ごしているわけですね。

この両者の関係をどう位置づけるのかということについては、もし可能だったらこの第3期の子供・若者計画の中で位置づけられたらいいなと思います。

これはこども大綱のときにもいろいろ議論があったのですが、結果として胎児というか出生前の子供、出生前については出生前のことだけ、それから30代ぐらいの子育て家庭ということについては、子育て家庭のことだけって、それぞれ分かれちゃっていたように思うので、できれば一緒に記述できるようなところがあったら、東京都の特徴が出るのかなと感じました。

それは子供・若者ということを一括として捉える上では有効なことではないかなということを感じています。ただ、それができる役割が私たちの計画に与えられているかどうか分からないので、そのあたりは全庁的に調整いただければと思いますが、どうでしょうかね。

○村上若年支援担当部長 そうですね。若者というのは、おっしゃったように独身もいるし、家庭を持っていて、まさにいろいろいる中で、私も細かいことは分かりませんが、行政もある程度その分野の、その家庭に補助とか、児童手当もそうでしょうが、いろいろなものがあって、そういうところでフォローがあったり、いろいろあったりするのです。

ただ、今回のこの結果についてはどちらかというと孤独とか困難な状況にある方というところで、どちらかというと生活的な苦もありますが、孤立とか孤独だということころがメインのところ、なかなか社会的に陽が当たらないのでどうしたらいいですかということころがメインかなと。

ただ、それ以外のところも載っているので、どういうふうに書き込んでいくということかなと思いますので。

○新保委員 読ませていただくと、学童期の後期というか、学童期の後ろのほうから思春期以降のものが多いかなと思うので、そういうことを書く会議だと思えば、そのことに集中していただきたいなと思いますが、そういう理解でよろしいですかね。

○村上若年支援担当部長 今回また検討していくので、書けるところについては今決まるというよりも、全体像を眺めて、今ここで書けるねというところであれば、そこはそこでまた書けるものも出てきますので、まだ今は検討段階の途中かなと思います。

○杉浦委員 現実の話で見ると、境遇が厳しいところで暮らしている子たちというのは、例えば非行に走ったりとかして、その後の就職がうまくいかなかったりとかして、どっかで子供がすぐできてしまったりして子供を養護施設に入れる、あるいは子供を育てながら虐待すると、ずっと引きずっていってしまうというのがあって、

それをだから引きずっていくのをどうするかというところで言っちゃうと大変なのですが、実際にはその子供期と青年期の青年の上というのは大変な人たちがずっと引きずり続けているという現実が本当であって。

○村上若年支援担当部長 負のサイクルみたいな形で抜けられないという感じですかね。

○杉浦委員 というのが現実だなと思うのですが、それを実際どう書くか今余り発想ができていないので。

○井利委員 孤立、孤独の問題と、このあれでは孤立というところの問題は。

○井口統括課長代理 一応、孤独・孤立というのは近年のコロナ禍もありますので、顕在化された新たな課題、そういったいわゆる困難な状況の、その後の新しい課題と思いますので、

例えば今の子供・若者計画の立て付けですと、その困難な場面ごとというのは基本方針2の中に並べているような構成になっているので、例えば、そちらに孤独・孤立ですとかヤングケアラーといった新しい社会課題をまたさらに足していったり加えていくというのは、やり方としてはあろうかなと思っております。

○井利委員 結構ポスト青年期、30 から 40 歳とか、何があるかなというと、孤独・孤立じゃないかなと思うので。いろんな問題を起こすにしても、ひきこもっちゃうにしても、いわゆる非常に孤立してしまっているという状況の若者がたくさんいて、例えば、仕事はしているが誰とも話す人がいなくて、「どっか居場所ないですか」みたいな30代、40代の方たちもいらっしゃるわけですよね。

そういう問題も現実にはあると思いますので。でも、どこに入れると分かりやすい

のか、私もわからないのですが。

○村上若年支援担当部長 そこは1つの柱というか、孤独・孤立の問題は入れられたらと思います。

○土井部会長 ヤングケアラーの問題もこれとつながっていますよね、基本的にね。それぞれのライフステージごとにいろんな困難があるというのは分かるのですが、でもそれは結局つながっているよねということですよ。

だからその現れ方はあるけれども、でもずっと引きずって上がっていくわけだから、元のその困難というのは変わるわけじゃなくて、ずっとそういう現在も続いているものですよね。だからそこが分かるような書き方になればいいなど。

○井利委員 孤独じゃない、孤立してないと感じられるそういう居場所があれば、分からないけれども、そういう支援が入れば随分違ってくると思います。

○土井部会長 それでは、長めにとりましたが、ここは大切なところなので、また案を見せていただいて。

○村上若年支援担当部長 そうですね。

○土井部会長 ありがとうございます。

それでは、第2章のほうに行きたいと思います。計画の理念と基本方針のほうですね。こちらにつきまして、同じように御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○小西委員 じゃ、よろしいですか。自分は、もうちょっと細かいところですが、1の計画の理念のところに関して、こども基本法やこども大綱との関係も記載する必要があるというふうなところですかね。

例えば、1行目のところの最後の「国が定めた」というところから、「同法に基づき国が定めた子供・若者育成支援推進大綱及びこども基本法に基づき国が定めたこども大綱を踏まえ」といった形でこども大綱のことについても触れていく必要があるかなと思いました。

○井利委員 これはあれですかね、こども基本法というか、子供の権利みたいなのを入れないのですかね。

○井口統括課長代理 そうですね。理念のところは特に、今回は。こちらはおっしゃ

るとおり、いわゆる計画の根幹と言いますか、根本的なその目指す理想と言いますか、最後の到達点といったことになってまいりますので、大幅に変えていくというよりは、おっしゃったように法律ですとか大綱が更新されたことで、そういった新しいアップデートされたものを踏まえて、目指すところは同じというような形が整理できればいいかとは思っております。

○杉浦委員 つかみきれてないんですが、アップデートされたのはどういうメリットがあってアップデートされたかみたいなことが、一言書けるみたいな感じですか。

○井口統括課長代理 アップデートというのは。

○杉浦委員 大綱のほうにまとめられたみたいなあれですよ。

○井口統括課長代理 アップデートした状況を計画に盛り込んでいくというか。大綱で今回示された基本的方針は6点、重要な柱があるんですが、私どもは今回全体構成を考える中で、この大綱の最初の6点というのは、こども大綱全体を貫く基本的な考え方だと思っています。どこのパーツだけの部分ではない。

と言いますのも、私ども子供・若者計画で現在全体を貫く考え方というものが、次に審議いただく施策推進の視点が全体を通す視点ですので、あとにはなってしまうんですがこども大綱をお示ししているような状況です。

○杉浦委員 こども大綱で明確になったみたいな感じですか、ニュアンスとしては。

○井口統括課長代理 こども大綱で、従来、子供・若者計画でも、3つの視点の中にかなり入っています。ただ、濃淡と申しますか、触れているんですが若干薄いですとか、そういったところがありますので、

後ほどに御審議いただく施策推進のほうで新たに柱建てを、「ライフステージを見通した切れ目のない支援」とか、そういった形で、案として一旦お示しさせていただければと思います。

○小西委員 令和3年でしたっけ、たしか平成28年の子供・若者育成推進大綱の次の大綱、こども大綱の前につくられた、それも踏まえるというのは考えていらっしゃるんですか。コロナ禍でのいろいろなことが書かれていたんですが、それもですか。

○井口統括課長代理 現在は、大綱は国の法の立て付けではこども基本法におきまして、こども大綱の役割としまして、子ども・若者育成支援推進法の第8条第2項で書

かれた事項は、こども大綱と見なすという位置づけになっております。

現状ですと、その子供・若者育成支援推進大綱の従来のエッセンスを、こども大綱に入っている中の子若大綱のほうをこちらに反映していくようなイメージだと思います。

○小西委員 なるほど。そうなるとこども大綱の中の子供・若者育成支援推進大綱の部分ですかね、最近つくられた、そちらのほうを踏まえるということで、その前にこの第2期の計画後に出された令和3年の子供・若者育成支援推進大綱ですかね、国のほうが出した、そこは踏まえないという感じですかね。

○井口統括課長代理 それはないです。

○小西委員 それはない。そちらも踏まえる。両方踏まえるということですね。

○村上若年支援担当部長 そうです。

○小西委員 分かりました。

○土井部会長 いかがでしょうか。

私自身は、細かな文言の問題ですが、例えばいくつかあるのですが、最初のところで言えば、2のところに書かれている「社会の多くの人と関わり合い」と書かれているのですが、「社会の多くの人」と書かれている場合、量をイメージするのですが

これは、そういう意味じゃないと思うのです。だから、むしろ「社会の多様な人びとと関わり合い」のほうがいいかなと思いますが。量の問題ではないので。

○村上若年支援担当部長 そうですね。

○杉浦委員 「社会的自立を果たした青年の姿」という、「社会的自立を果たした青年と位置付ける」という、青年という言葉が何を指しているのかなと思っています。

○村上若年支援担当部長 どこですか。

○杉浦委員 第2章の1の計画の理念のところ、最後のほうの2行ぐらい。「青年の姿」という、青年の位置づけとかという、これは一体、子供期とか青年期をうまく過ごして理想的になった形のことを「青年の姿」というのかなと。言葉としては唐突な感じがしたものですから。

○村上若年支援担当部長 「社会的自立を果たした」という、そういったイメージがありますね。

- 杉浦委員 人間の姿みたいなイメージですか、抽象的な。青年ですか、若い。
- 村上若年支援担当部長 この計画の対象が18から30代まで。
- 杉浦委員 対象としている層の人たちがうまく自立してきた、達成した姿みたいな感じですね。
- 杉浦委員 語感の問題だけかもしれないのですが。
- 土井部会長 それとも関わるのですが、5ページの3の施策推進の視点のところの、視点1の黒ボツの下から3行目、「子供・若者が置かれている状況を自身の力で克服していけるよう支援していく」と書かれています。これはこれで分かるのですが、私はこれは、「自身」というのはないほうがいいと思うのですよね。「置かれた状況を克服していく」。
- 村上若年支援担当部長 自分の力でということじゃなくて。
- 土井部会長 自己責任主義みたいに読めそうなので。声を上げて助けを求めるのは権利なんだから、それをお前のせいだろという。自身の力という。これが引っかかったのです。
- 同じところで、下から3行目で、「能動性を引き出すため」と書かれています。この能動性も引っかかります。あるべき姿を押し付けているような感じがして。
- 別に能動的でなくてもいいと思うのですが、もっと中立的に「可能性を引き出す」とかのほうがいいかなという気がするのですが。
- 杉浦委員 主体性というふうな意味合いはないのですかね、能動性というのは。だから、その主体性を引き出す。
- 土井部会長 主体性だったら考え方は分かりますが。
- 杉浦委員 そういう可能性と。「可能性」というと完全にニュートラルな感じになっちゃうから、どっちがここの趣旨に合っているかなと。「能動性」は確かに「ん？」と思いますよね。
- 土井部会長 能動的になれよと言われても、イメージ的に。主体性のほうがいい感じがしますね。
- 小西委員 これは、事務局案だと、施策推進の視点1の、タイトル自体が丸変わりするような感じがするのですが、ほぼ変わるというのですかね、その場合のこの黒ボ

ツはそのまま基本的に今の修正点も反映しながら残していくというイメージなのでし
ょうかね。

○井口統括課長代理 こちらは、まず視点1の柱というか小見出しですか、こちらに
つきましては今回事務局案の視点1に置き換えまして、その内容に応じて中のポチの
部分を直していくというイメージです。

○土井部会長 直すときに参考になるような意見を。

○井口統括課長代理 そうですね。ぜひ頂戴できればありがたいと思っております。

○小西委員 この視点1で「主体として」となってくると、黒ポツの中でも「主体性
を引き出し」。

○井口統括課長代理 そうですね。そうなってくると思います。

○土井部会長 これも各論の時点でいいと思うのですが、下から2行目の「年齢、発
達の程度に応じて最大限尊重し」と書いていますが、これは、何を尊重するのか分か
らない。主体としての権利とか、自己決定権とか。

○村上若年支援担当部長 目的ですかね。

○土井部会長 何を尊重するか書いてないですよ。

○杉浦委員 発達の程度に応じて尊重するものが変わるということは、何か変わる何
かですよ、きっと。権利。

○村上若年支援担当部長 そうですね。変わるから、それをそれぞれ最大限。

○杉浦委員 意見とか判断とか主体性とか、そういったものだったら変わるかな。

○土井部会長 そこはだからどういうスタンスで行くかですが、年齢、発達分けの程
度では変わらない普遍的なという書きぶりもあるかもしれないですよ。どっちがい
いかですよ。

基本的な根っこにあるものはライフステージが変わっても変わらないんだというこ
とならば、むしろライフステージが変わっても変わらない普遍的なものを尊重する
というような書きぶりのほうがいいかもしれないですよ。

○杉浦委員 そうですね。目線に立って意見を聞いて、その目線は上げたり下げたり
はするけれども、尊重するものは変わらないという。

○土井部会長 ここはだから尊重する視点なので。出てくるものは違うけれども、で

も普遍的な利益を尊重する視点というのが変わってけないよというところが分かるような書き方したほうがいいのかもしれないね。

○新保委員 ここは権利条約の条文をそのまま持ってきていると思うので、余りいじれないんじゃないかなと私は思います。

その「児童の年齢・発達の程度に応じて」というところは、その前の意見を聞くという、意見をどの程度反映するのかということ判断するときの基準として権利条約に書かれているもの、多分それを引用して。

視点の1というのはそもそも権利に関する条約のことを書いているのだろうと思います。

ただ、そのときも、児童については18歳未満なので、権利条約の定義上、若者のところをどういうふうに扱うのかというのは、さっきから何度かおっしゃったので、お考えがあったら教えていただきたいのですが。児童のところは権利条約で説明できるのですね。若者の権利をどう説明するのかというのは。

○小西委員 説明するというのは。

○新保委員 根拠法令というのですかね。若者の権利を尊重したいという感覚は持つけれども、根拠法令として何を提示するのか、そのことは多分こども大綱のときにも問題になっていて、うまく説明できなかったのではないかなと思うんです。

今までどういうふうに権利という言葉如若者に使っていたのか、感覚とするとすごく分かるので、どうにかして何か説明できたらいいなと思うのですが。

○小西委員 確かに子どもに関しては、子どもの権利条約があると思うのですが、こども基本法に関してもそうですが、それだけじゃなくて日本国憲法に基づいて、子どもの権利を規定していく必要があると。

とりわけ日本国憲法において、子どもの権利に関する規定は、明文上「子女」なんて言い方をしているように、明確化されていない部分があるので、それを子どもの権利条約も一つ法的根拠としてありながら、実は日本国憲法においても子どもの権利というのが、13条などを始め、根拠づけられているんだよというふうな考えがあるかと思うのです。

同じように若者の権利に関しても、たしかに特定の条約があるわけではないのです

が、日本国憲法に基づいて若者に関しても一主体として個人としての尊重がなされ、個人としてのきちんとした最善の利益を尊重する、されるべき存在として位置づけられているんじゃないかなと考えられるのではないかなと。

○新保委員 もしそうだとしたら、そう書いたらいいような気がしますね。

実はこども基本法もこども大綱も憲法との関係が記載されています。日本国憲法及び児童の権利に関する条約との関係で権利を位置づけているので、今のお話のとおり、日本語憲法との関係で若者の権利を説明していくというのが、もちろん子供の権利も説明していくというのが必要かなということ、今お話を聞きながら感じました。

そうすれば東京都の子供たち若者たちが、憲法との関係で自分が権利があるんだということを明確に分かるのではないかなと思います。

○土井部会長 そうですね。憲法に戻っちゃうんですね。

○杉浦委員 13条とかになるのですかね。幸福追求みたいな。

○新保委員 はい。

○井利委員 こども家庭庁、こども基本法だけ、子供の子がつかないでひらがなの「こども」としているのは、いわゆる18歳未満の子供に限らないということ聞いたような覚えがあります。

○新保委員 そうですね。ひらがな3文字の子供は、心身の発達過程にあるので、もともとは40歳ぐらいまでイメージしていたらしいです。だが、審議会で議論していく中で、だんだん18歳に。これは、定義が変わってないのですが、そうなる。

○井利委員 そうですよ。そこで、わざわざ子供の子じゃなくて、ひらがなの「こども」にしたというところで、若者も含めてそういうことをやっている認識していたのですが。

心身の発達の過程にあるというところで年齢制限を取っ払ったような形で、そうすると、いわゆる障害を持った大人とかもたくさんいるわけで、そういう人たちも含まれるということなのかなと思っていたのですが、そこはどのような年齢になったのか。

○杉浦委員 東京都の子供・若者、子供の供が人偏の供になっている、これはなぜですか。気になって。

○土井部会長 今、ひらがなで開くというのが多いですよ。法的な根拠があって、

これを使わなきゃいけないのかどうか。これが法的ということは正式な名称なのかな。

○村上若年支援担当部長 そうですね、法的な。

○新保委員 それぞれいっぱいあります。基本、児童ですから。児童扶養手当法という法律は18歳過ぎて最初の3月31日まで、児童福祉法は18歳未満と書かれています。

いろいろあるので、今回、こども基本法で言うこどもは心身の発達過程にあるという書きぶりにしていて年齢要件は外れているんですね。

○杉浦委員 外れていますよね。

○新保委員 じゃ、今回これは変えてもいいということですかね。

○井利委員 変えてもいいですよ。

○村上若年支援担当部長 もう子供計画は子供計画がありますからね。だからそこがあるので、その3つの計画の中の、従来からその若者の部分を引いていくというところがあるので、年齢的には全部カバーはなかなか難しいかなと思います。

○土井部会長 若者を外さなくても、子供をひらがなにするとかというのはどうですかということですか。

○村上若年支援担当部長 子供を視野に入れた書きぶりはできるかなと思いますが、そこがメインになるとなかなか難しいと思いますね。

○小西委員 子若法は基本的に「子」が漢字で「ども」はひらがな。法律上も、子ども・若者計画もその形になっていますね。

○土井部会長 せめて「ども」はね、ひらがなにしないといけないかなと思いました。

○新保委員 びっくりしたんですよ。

○村上若年支援担当部長 そこは所管のところに聞かないと分からないので、そこは確認をして。

○土井部会長 私、つくば市のこども子育て会議の委員をやっていますが、そのときの子供は全部ひらがなですね。ひらがなでしたね。

○新保委員 それも変えたんですか。

○土井部会長 変えた。

○新保委員 だから変えるんだったら。

- 土井部会長 可能かどうか。
- 村上若年支援担当部長 そうですね。
- 小西委員 その場合には、漢字が全部ひらがなの。
- 村上若年支援担当部長 だからどこまで可能かどうかですね。
- 小西委員 法律的には、もしもひらがなになってしまうと、こども基本法のような年齢の区切り方かなと理解されるかと思うのですが、漢字の「子」とひらがなの「ども」とすれば、子若法なので、元々の子若法の区切り方に則ることなので、そのところを踏まえる必要があるかなと思います。
- 土井部会長 施策によっては40未満までですよ。
- 村上若年支援担当部長 そうですね。
- 土井部会長 その場合はどっちですか。
- 小西委員 子若法なので、漢字の「子」で、ひらがなの「ども」。
- 土井部会長 その「子」をひらがなにすると。
- 小西委員 こども基本法のほうになるから、こども家庭庁とかと同じように、年齢制限は特に規定はなくという形ですね。
- 土井部会長 今回、都としては、一応年齢制限は30と40。
- 村上若年支援担当部長 そうですね。今までは若者という意味では。
- 土井部会長 じゃ、「子」は漢字にしないと。
- 小西委員 若者というところを、その概念をしっかりと位置づけるのであれば、漢字の「子」でいいのではないかと思いますね。
- 新保委員 ひらがなの「こ」だと、どこが重なって重なってないかが不明確になります。だから漢字の「子」と「ども」というのがあるかなと思います。
- 杉浦委員 せっかくだから説明ができるように、理解していきたいなと思って。
- 土井部会長 そうですね。
- ありがとうございます。そろそろ時間が迫ってきました。
- ほかは、いかがでしょうか。第2章で言い残したことはないでしょうか。
- よろしければ、では3点目です。次期計画の構成について。
- 井口統括課長代理 いわゆる章立てといたしますか、そういったところで。資料1で

すね。

○村上若年支援担当部長 資料1で3つの大きなカテゴリーになっていまして、左側がオレンジ色のこども大綱で、真ん中が第2期、現行計画が灰色の部分で、右側が第3期の構成ということになっていまして。

第3期の構成としては、こども大綱から引っ張っている部分と、第2期のそのまま踏襲すべき部分を残した案ということで、第3期の構成をお示ししています。それが資料1です。

赤字の部分がこども大綱から引っ張ってきていて、青字が第2期の子供・若者計画から引っ張ってきているということです。

○井口統括課長代理 それで、施策推進の視点につきましては、現在の子供・若者計画の策定に記載されている内容と、それからこども大綱で示されました基本的な方針、それと重なる部分が多くございましたので、第3期計画では第2期の施策推進の視点にこども大綱の基本的な方針として、こちらの内容を加える形とすることで、大綱を十分カバーができると考えています。

続きまして、第3期の基本方針の部分でございますが、現計画では基本方針Ⅰとしまして、全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立の支援、基本方針に社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援。基本方針Ⅲ、子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備としております。

子供・若者計画では、子ども・若者育成支援推進法に基づく法定計画でございますので、先ほど申しました理念や基本方針といった部分について大幅に変えるというものではないのかなということでお示ししているところでございます。

ただ、それらの中身の小さな項目につきましては、先ほども説明させていただきましたが、別途反映させていく。こども大綱の内容を踏まえ、そういったことを想定しております。

現時点といたしましては、孤独・孤立対策推進法の施行といった動き、また、子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーが国や自治体の支援の対象として明記されたことを踏まえまして、基本方針2の中項目、困難な状況ごとの取組みの中身としまして、ヤングケアラーや孤独・孤立、若者ケアラーといった内容を新たに追加する想

定をしているところでございます。

それから、この資料の施策の推進体制の整備がございまして、こちらにつきましては、子供・若者の社会参画、意見反映といったこども大綱の施策に必要事項の要素を反映させていくような形を想定しております。

そのような形でこの資料の構成をさせていただいたところでございます。

○土井部会長 この構成案について意見があればどうぞ。

○井口統括課長代理 御意見を賜ればと思います。

○土井部会長 いかがでしょうか。

○小西委員

10番というのが、特に配慮が必要な子供・若者への支援ということで、令和3年の子供・若者育成支援推進大綱を見ても、これは現状でも外国人と難病と性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援という下位分類がその中にあると思うのですが、建付けとしては、1から9で収まりきれない課題を10に入れているという項目立ての仕方になっているかと思うので、追加項目の孤独・孤立とか、ヤングケアラー、若者ケアラーを特出しするのであれば、この10の前のところに入れておく必要があるのではないかなと思いました。

ただ、その孤独・孤立というのも、これは、具体的にどういうふうなことを。どこのところも孤独に関わるなと思ったりするので、ひきこもりの問題もそうですし、非行少年とかもそうですし。そうすると、ここでこれを特出しして載せるということになると、一体どういうふうなことになるのかなという印象です。

あるいは、例えば次の頁にある「家庭等に居場所の無い若者」みたいな、居場所の話にして、「居場所の無い子供・若者」とかとして、ほかのところでも十分、孤独・孤立の問題はそれぞれ対応策を練るみたいな形のほうがいいのではないかなとも思いました。

○土井部会長 そうすると、孤独のところだけ別個に立てるのではなくて、もうそれは全体貫いているのでということですよ。

そうすると、逆にだから孤独・孤立の問題は全ての根底する問題があるからというところを、むしろ第1章のところのどこかで、最初のところのどこかで書き込んだほ

うがいいということですね。最初の理念とか。

そういう視点から、今回、個別ではトピックを立てませんと。

だから、孤独・孤立対策という視点から、いろんなトピックを見ていくのだと思うのですが、ひきこもりもそうだし、若者ケアラーもそうだし、自殺もそうだし。

それが分かるように、最初に第1章のところで宣言しておかないといけないですね。

○井利委員 社会的自立に向けた基礎の形成、子供の権利教育の学びとか、そういうことは入れられないですか。

○村上若年支援担当部長 そうですね。重要な要素ではありますが、このあたりは子供主体と思うので、書きぶりかなと思います。

○井利委員 意見表明、社会参加も書き込みができれば。

○村上若年支援担当部長 そうですね。

○井利委員 行政を包摂した学びの展開とか、全部学びになっちゃうのですが。そういう感じで。

○土井部会長 と思うのですが、教育に踏み込んでいいですかということになります。

○井利委員 難しいですよ。特別支援教室とかは。そこにいる子供たちに対して、特別支援教育を受けなければならない子供たちをとすることは、そういう子たちってどういう子たちで、みんなでそういうのを、ちゃんとその子たちの権利を守っていくとなっていない学校が結構あると思います。

特別支援教室に行っている子に対して「僕だって、教室抜けて遊びたいのに」と、その声を聞いて、本人にしてみたらいじめだとかそういう問題が起こっていると聞きます。

その理解というか、様々な特性があったり障害があったりする子供たちに対して、周りの人が理解する共に学び共に生きることを学ぶ場であることを誰が教えていくのだろうというのがあります。

○井利委員 誰がするのかという話ですが、もう先生は目いっぱいだし、担任の先生とかは大変だし、そういうのを結構聞きます。

そういうのはどうしたらいいのでしょうかね。

○新保委員 第3期、これからの計画ということを考えると、デジタルをどう使うのかというのがとても大きな意味を持つと思うのです。

第2期計画の中には余り記載されていないと思うのですが、第3期計画の中に推進体制のところでは1、2、6と書いてありますが、意見を反映するときにも、対面面接でももちろんインタビューみたいにやるのも意味あるかもしれないけれども、もしかしたらデジタルで集められるかもしれない。

それから情報発信とか意識改革というところでも、最近ではSNSを活用した、若者に整合性がある、若者との間でうまく使えるところがあるので、そういうことは強化する必要があるかな。

それから2番目のエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングについても、東京都のこれだけの情報量があるのですから、教育委員会が持っている情報をこちらで活用させていただいたり、教育審議会でも活用させていただいたりというような形で政策立案をより高度にしていく。

まさにここ2番目に書いてあるEBPMの体制を構築するというのは、若者分野だからこそできる、やりやすいところなのではないかなという気がするのですが、そういうことを書けるといいなというふうな気がしました。

○村上若年支援担当部長 まさに東京都も、デジタルサービス局というのが最近できまして、全都民に対していろいろなサービスを底上げしていくというのがあります。

今回この計画には、そういったことを担当する局もなく、なかなかデジタル化というのは進まなかったのですが、組織的にも設置されたので、そこは盛り込める余地は十分あるかなと思います。ありがとうございます。

○土井部会長 メディアリテラシーを含めて、デジタル教育が重要ですね。

○新保委員 若者に対してもね。被害に遭わないようにするというのはとても大事ですからね。

○村上若年支援担当部長 そうですね。いろんな詐欺メールを含めて、どうしても、闇バイトも何でもそうですが、いろいろ引っかかっちゃう若者がいるみたいなのはありますよね。

○土井部会長 ほかはいかがでしょうか。

今日はいろいろ意見を出していただいて、意見を出していくことだと思うのですがね。

○堀委員 前回に比べると、子供や若者の主体性がより強調される結果となっているので、今回すごいよくなっていると思います。

何でも言っていていいということなので、私の専門の、若者の声を話すと、この5年間、すごくよくなっているのですね。よくなっているけれども、多分いいと余りお感じになってらっしゃらないのではないかと思うんですが、

それは一般的な大学生の就職というのは今すごくいいです。すごくいいのに、困難を抱えた若者の職探しというのはいまよくいっているわけじゃないということで、一般的にはミスマッチと言われるのですが、ミスマッチだけでは片付けられないような二極化みたいなのが進んだなという感じがして、5年前とはまた問題が違ってきているような気がします。

前回も学校はこうだったのだと思ったのですが、あと一般的に言うところの早期離職はだめというような話だったと思うんですが、今はもう転職前提みたいな感じの認識があって、なかなか若者の働き方の変化というものを、この5年間すごく大きく変わるんで、なかなかここに反映していくのは難しいのですが、認識をバージョンアップしていただけるとありがたいと思います。

○村上若年支援担当部長 そうですね。おっしゃったみたいに二極化していて、いい若者はキャリアアップ含めてどんどん進めるのですよね。やっぱりそこからなかなか社会に乗れないという方は一定あって、なおかつデジタル化でどんどんそういうものになっているので、そこをどうフォローしていくかというのはあるかと思いますね。

○井利委員 二極化しているというのはありますね。

○堀委員 大学生の就職はほとんど決まっていますよね。

○土井部会長 大学に行ける子はいいのですよ。行けない子が大変。

○井利委員 行けない子が大変ということはあるのですが、そうですね、確かに。

○堀委員 転職が当たり前というか、転職率は減っているのですが。

5年後のことになると分からないので難しいのですが、若者の主体性ということ重視すると、書き方としては、早期離職を防ぐというよりは、若者が自律的にキャリ

アを考えるとというように変えていったほうがいいかもしれません。

○村上若年支援担当部長 多分転職の原因分析も、前向きでステップアップしていく人はいいのですが、人間関係とかで転職。同じ転職回数でも中身を見ないといけない。結局どっちかという、孤独を含めてそういう人をどうするかみたいなのところがありますよね。居心地のいいところにどこに定着させるかみたいなのところですかね。

○堀委員 そのあたりを入れていただくと良いかと思います。

○土井部会長 転職がキャリアアップになればいいのですが、キャリアダウンになっちゃうとね。

○堀委員 私が聞いたところに関しては、基本的にアップの方向がすごく増えているので、一般的な若者は。

そういう点ではダウン、今の職よりもだんだん落ちていくような、そういうものと大分変わったなというか。

○村上若年支援担当部長 正規職員よりも非正規になっている人、ならざるを得ない人も多いと聞いて、それは違うんですかね。割合的に結構非正規の方が結構多いと聞くのですが、そうでもないですか。

○堀委員 データ的にはよくなっていますね。

○村上若年支援担当部長 そうですか。じゃあ改善している感じでしょうか。

○堀委員 改善しています。全体としてはそうです。仕事がなくてうまくいかない人の数が格段に減ったけれども、いろんな困難を抱えてうまくいかない人は置いていかれちゃっている。そんな感じです。

○土井部会長 その二極化みたいなことがどこかに組み込めるといいですよ。デジタルも、デジタルデバインドと言われる高校生もいるのですよね。うまく使っている層と、そうじゃない人と分かれちゃっていますし。

○井利委員 全然不得意な人もいますよね。

○堀委員 数値的にはよくなって見えているけれども、でも現実結構厳しいという話ですよ。

○土井部会長 境界線としては難しいですよ、どっちで行くかとなるのですよね。

○井利委員 グレーな方は、グレーゾーンに入る、その方たちは本当に難しい。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかはありますでしょうか。

なければ次、4点目ですね。数値目標についてです。これも御意見を承ったほうがいいですよ。

簡単に、最初に説明していただけますか。

○村上若年支援担当部長 はい。数値目標につきましては、令和5年、こども大綱で、全ての子供・若者が身体的、精神的、社会的幸せな状況でウェルビーイングな生活ができるこどもまんなか社会の実現に向けて、数値目標を設定しております、その詳細が資料2のこども大綱の6ページ目です。

真ん中に70%、80%と数字が記載されています。そのことを踏まえますと、なかなか難しいのですが、本計画におきましても、目指す方向に照らして数値目標の設定を検討していきたいと考えております。

具体的な事務局の案としては、資料の4のとおりでございます。今回、この数値目標を掲げるにあたりましては、「未来の東京戦略」という、東京都全体の計画がありまして、ここでの政策目標のほか、こども大綱で定めた目標なども参考として掲げさせていただいている状況ではあります。

具体的な数値目標を設定するために、今年度中に、例えば東京都内在住とか在勤在学の18歳から30歳ぐらいまでのメインターゲットに相当する若者3,000名以上を対象としまして、例えばWebアンケート実施を8月ぐらい、夏ぐらいにできないかなということで、計画を練っているところでございます。

ちなみに先ほど18歳未満の子供の回答につきましては、子供政策連携室のほうで調査をしていますので、それも取り込みながら、それ以降のデータ収集ということで全体をまとめていければと思っております。

今、子供はどう感じているのかと、若者はどう感じているのかというのを、概況的なもので見ていくということも大事かなと思っております、数値は少し考えていきたいと思っております。

○土井部会長 ここで検討しないといけないのは、まず数値目標を設定するかどうか。

○村上若年支援担当部長 そうですね。

○土井部会長 設定するとすれば、じゃあ数値をどうするのかということになってくるのだと思いますが。

○村上若年支援担当部長 ただ、こども大綱のほうでは数値目標を掲げるべきというのがあります。

○土井部会長 じゃ、数値目標を設定はしないといけないですね。

○村上若年支援担当部長 そうですね。どういうふうを設定するか。

○土井部会長 いかがでしょうか。

○小西委員 この数値目標を達成する場合、政策の実現ということを考えると、計画の中のそれぞれの個々の施策とどう相関性があるのかというのを示す必要があるのではないかなとは思っています。

その1から10というのはかなり抽象的で、「毎日たくさん笑っている若者」というのは、バラエティ番組が大好きですとか、そういう放映が続いているかどうかとか、そういう社会的、経済的な要因によってもかなり左右されるのではないかなとは思っています。

あと、若者の場合には、「在勤・在学」で一時的にしか東京都に滞在していないという場合も、神奈川から都内の大学に通うとか、そういう場合もかなり含まれるので、施策のアウトカムを評価する際には難しいところもあるのではないかなと思います。

○土井部会長 ありがとうございます。施策と直結するのだったら、それこそひきこもりを何%にするとかという数値目標のほうがいいですね。

○村上若年支援担当部長 なかなか直結するのは出せないかなと思います。それを何年後に達成化しなければいけないとかいうと、なかなか難しいです。

○小西委員 国の再犯防止推進計画では再入所率がどれくらい下がっているとか、目に見える数値目標を立てて行ってきたというのものもあるのですが、それに比べるとかなり抽象的なのとか、この施策で関わっているかというのが見えないなのがありますよね。

○村上若年支援担当部長 我々もその大綱とか法で目標を考えたところもあって、多分一番設定項目が難しいというのは、若者が置かれている状況とか違うので、その状況に応じた質問をやらないと、その施策の効果のリターンとか効果も分からないので

すが、その施策とか、若者の置かれている状況というのは本当に千差万別なところがあって、それを一括りにやるとそれこそ質問項目がものすごく長くなっちゃうかなと思っていました。

概況的にある程度困難な若者の状況が改善されるようなことが見えるような設定項目というか、笑うというのは、精神的な余裕ができて社会に溶け込むようになったとか、そういうことが分かるような概況の数字が取ればなどと考えております。

○土井部会長 これは全部意識調査ですよ。だから、意識調査の数値目標、意識の数値をあげるのか、あるいはそれこそさっき言ったような不登校が何割、何%とか、あるいはひきこもりを何%下げるとい、そっちのデータのほうでの数値目標を設定するのか、相当違うと思います。

○村上若年支援担当部長 ただ、子供政策連携室が実施している意識的な調査は子供でして、子供に比べると若者はどうしているかという意識のほうが、いろんなことが語られやすいかなということはある。しかし、どの施策の目標とするかとなりますと、結構、施策のプログラムが多いですので、それをもとに目標を立てると難しいかなと思います。

○土井部会長 今回は、ターゲットは困難を抱える若者になってくると、そこについての数値目標にならないと。現在の案はすごい一般的なので。

○村上若年支援担当部長 なるほど、確かに。そうですね。そういった方々の数値目標ができると、果たしてこの計画が5年後になったときに意識が変わっているのかとか、そういう方の意識が向上しているのかということが見えるかもしれないですね。

施策そのものの定量的な数値目標ですと、何件上げるとか何件下げるとか、何件あったということになりますが、なかなか難しいかもしれないですね。

○小西委員 国のほうでは、そのこども大綱で目標のほかに指標も立てていますよね。具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標という。子供の貧困率とか、妊産婦死亡率とか、かなり客観的な、不登校児童生徒数とか、そうした指標も立てて進捗状況の検証に関してされているんですね。

○井口統括課長代理 今回、私どものこの数値目標というのが、行動計画の今までになく、なかなか事業ごとのアウトプットすることがなかなか現実難しい、厳しい状況。

部長の説明もありましたとおり、なかなか状況も様々で、私どももなかなか難しいと
思っております。

今回、こども大綱ができて、国としての目指す目標として数値目標を掲げて、その
大綱を踏まえて改定する法定計画という位置付けから、私どもとすれば、国が設定し
た数値目標を踏まえる必要があるのではないかとということです。

おっしゃるとおり主観が入っているですとか、ややぼんやりしているようなところ
もございますが、事務局としてこういったものをお示しさせていただいたという状況
でございます。

○土井部会長 意識調査だったら、当然、主観を問うているので、それはそれで構わ
ないと思うのですが、今回の計画の主眼が困難を抱えている人たちならば、そこにリ
ンクしてないと、一般的な意識だと、多分パブリックコメントのときに「これってど
う関係しているんですか」と言われるのではないですか。

○村上若年支援担当部長 確かに。

○土井部会長 その困難を抱えている若者、子供の何かの数値でないとまずいなとは
思いますね。

○村上若年支援担当部長 そうですね。

○堀委員 調査対象は一般的な若者ということですか。

○土井部会長 だからそれでいいのかということですね。

○小西委員 在住の若者だけではないですよ。

○村上若年支援担当部長 はい。

○小西委員 そうすると、神奈川県で一生懸命やっている施策が功を奏して、それが
反映されちゃうということもありますよね。

○土井部会長 そうですね。

○村上若年支援担当部長 子供政策連携室が取っている子供のデータがあって、それ
との連携という意味で設定させてもらったのですが、確かにそうですね。

○堀委員 困難な若者と困難じゃない若者、両方混じったときに、クロス集計が必要。
困難をどう定義するかですがね。

○村上若年支援担当部長 そうですね。そういったデータの振り分けが。

○土井部会長 その変数あるかどうかですよ。掛けられる変数が入っていれば掛けられるけれども。

例えば、今の自分の生活に満足をしているという人が、困難を抱える人とそうじゃない人とで振り分けできればいいけれども、それができますかということ。

○村上若年支援担当部長 そうですね。そこは検討させてください。

○土井部会長 仮にこのままの項目とするのなら、この項目を困難な若者たちで振り分けされたものにできますかという感じですよ。そうすると、これだけ意識が変わりましたよねと、多分言えると思います。

○村上若年支援担当部長 なるほど。今ちょうど困難系は隣の若者部会で、そういった関わっている方とかいるので、知恵を借りながら検討したいと思います。

○土井部会長 ほかはよろしいでしょうか。時間を超えているので進みます。

それでは、審議事項は以上です。

1点、意見交換があります。それはヒアリングですね。どんなことをヒアリングとして聞いたらいいのか。

○村上若年支援担当部長 一応事務局が考えている案を話すと、今年度、居場所のない若者ですとか若者ヤングケアラーといった困難を抱える若者を対象としまして、当事者の意見を計画に反映させるということを目的としておりまして、地域の居場所ですとか支援団体に出向いた形でヒアリングなどもできればなど、一つの案としては考えているところでございます。

これも何かありましたら御意見いただければ、それは反映させていただきたいと思えます。

○井利委員 誰が行くんですか。

○村上若年支援担当部長 都の職員とかが。

○井利委員 都の職員。

○土井部会長 職員さん。

○村上若年支援担当部長 あと業者さんを使って。当然、都の職員としても聞いて計画に反映していくという。

○堀委員 じゃ、その都の職員で、若者と年が近い人が聞いたほうが、話しやすいか

な。

○村上若年支援担当部長　そうですね。

○堀委員　若い職員だと、心のバリアがなくて。

○村上若年支援担当部長　共鳴するみたいな感じですね。

○土井部会長　どんなところに行って、何を聞くか。

○村上若年支援担当部長　そうですね。

○土井部会長　そこを今検討するのですか。

○井口統括課長代理　そうですね。できたら、どんなことを聞いておくといいのか。望ましい質問などがございましたら頂戴できれば助かります。

○土井部会長　それこそ井利さんとか杉浦さん、詳しいと思うのですが。

○井利委員　なかなか話すのに時間がかかるので、1回で話せといっても無理なので、そもそも信頼関係がある程度できている、そういう人が誰かいる状況じゃないと本音が出てこないと思います。

「こういうことを期待されてんだらうな」みたいなことを答えちゃう。「こういうことを言ってほしいんだよね」みたいな、大人の意向を汲んで答えちゃうので、ヒアリングは難しいですね。

そういう安心な場があって、安心できる状況がないと。

○堀委員　例えば支援者と一緒とか。

○井利委員　そうですね。そういう場で聞けば何とか。

○堀委員　支援者さんと和やかな感じで聞くとか。そういう工夫をすれば。

○土井部会長　話せる環境をどう作るかという感じですね。

○堀委員　そうですね。

○土井部会長　当事者へのヒアリングは大切ですが、だから当事者を支援している人たちにまずはヒアリングしてみないと、どこに問題があるのか分からないのですよ。だからそれこそ井利さんとか、いろんな人にまずヒアリングをすることが大切だろうと思います。隣の若者部会。

○井利委員　そうですね。

○土井部会長　そのときに、どんなことを聞いたらいいいのかということが、多分今知

りたいので、もし。

○堀委員 なぜそこを選んだのか。無理に聞くのは無理だと思うのですが、居場所に来ていない子に何とかアプローチできないかなと思ひまして。

○村上若年支援担当部長 ひきこもりとか、そういうのですか。

○堀委員 ひきこもりまでいかななくても、公的な支援機関には来ていない。危ない場所に行っちゃっているとか。

○土井部会長 トー横のときもね、誰にヒアリングするか、問題がありましたから。

○井利委員 誰にヒアリングしたんですか。

○土井部会長 結局ボランティア団体さんを通してですよ。

○村上若年支援担当部長 トー横で結構もう分かっている方がいらっしゃるみたいで、そういう活動している方が。

○土井部会長 駆け込み寺とか、そういう方もいるので。まずそちらのボランティア団体さんのヒアリングと、そのボランティアさんを通して来ている若者たちにですよ。

○堀委員 これを聞いて、政策反映に。

○村上若年支援担当部長 そうですね。できるものがあれば。

○堀委員 言っぱなしで「結局聞いてくれないじゃん」みたいになると難しいですよ。

○土井部会長 今日のところは、ここで質問事項を出して業者に投げたのでは何も分かりませんよということですよ。

○小西委員 よろしいでしょうか。事前に御質問としてアンケートのほうも書いていましたが、先ほど委員もおっしゃったように、なぜこの居場所というのですかね、そここのところを選ばれることになったのか、どういうところが好きなのかというようなところをお伺いしたいなというのもありますし、それ以外の、ヒアリングをしている居場所以外に、学校・家庭以外の他の居場所というのは、ほかにもまたあるのかどうか、自分なりの、それ以外の場所というはあるのかどうかというようなこと。それがどういう場所なのかということもそうですし、どういうふうな居場所が心地よいと感じるかというようなところ。

あと先ほどあったト一横界限についてどう感じているのかもぜひ聞いてみたいなどいうのがあります。東京都として、一つの大きな課題として、引き続き施策を打っていく必要があると思います。

○村上若年支援担当 今、土井先生のおかげで相談所を開設して。

○土井部会長 気ままに来る人にいろいろ聞いてみると。

○小西委員 それもある手ですよ。せっかく相談所がスタートしているので。

○杉浦委員 困ったときに相談する人がいるかとか、そういうのはどうでしょう。人為的なつながり。

○土井部会長 誰に相談するか。

○杉浦委員 そうですね。

○土井部会長 そのぐらいでよろしいでしょうか。

あと何か全体通してもの申したいことがあれば、ぜひお話してください。

よろしいでしょうか。

○井利委員 意見を聞くとか、社会参画とか、若者たちとか子供たちを取り上げていかれるというのはすごく大きな柱になるのではないかと思います。

○土井部会長 今回、それだから委員会をつくったので。

○村上若年支援担当 そうです。大人たちがなかなか聞いてくれなくて、自分たちの声をすくってほしいというか、そういうところで。

○井利委員 そのためには、何ができるかというところがないと。

○村上若年支援担当 逆に意見が出てこないということですかね。

○土井部会長 ニーズを探ろうとしても、何ができるかどうか分からないと、ニーズも答えられないということ。

○井利委員 こんなこと言ってもやってくれるのかという感じになってもよくないので、何かしらそういう。難しいですね。

○土井部会長 でも、求めることを聞くとそうかもしれないけれども、今困っていることだったら出てくるんじゃないですか。

○村上若年支援担当 おっしゃるとおり、言ったのに実現しないと、なかなか。

どっちかというといろんな御意見で、最後はどうしても予算とか人とか議会とか、

いろんなところで優先順位とかになってしまうので、そのためには元がないと検討もできないかなというのがありまして。

○小西委員 ヒアリングした内容というのは、これはその章立ても変える形ですか。それとも後ろの関係資料集みたいなの、そういうところに入れる感じですか。

○村上若年支援担当 ヒアリングの結果はこの計画策定にとって重要なので、どう入れるかはあると思います。全文入れるのか、むしろポイントで入れるのかとか、そこはまだ、やった結果によるんですかね。

○土井部会長 ただ、施策には入れていかないとやる意味がないですね。

○村上若年支援担当 そうですね、大事なところなので。

○土井部会長 ただ聞きましただと、全然。既成事実だけ。

○井利委員 難しいのですが、「どうしたらいじめがなくなると思う？」とか、そういうようなことを話したがっている子供たちはたしかにいます。

○村上若年支援担当 子供目線で見ると、いじめをなくす方法とかですね。

○井利委員 「どうしたらなくなると思う？」とか、そういう意見を聞いてあげられるかな。あと、「どういう居場所だったら行きたい？」「あったらいいと思う？」とか、そういう施策に、「もしかしらそういうのできるかもしれないよ」みたいな聞き方すると。

ただ、それがどれくらい、本当に問題意識の高い方も確かにいらっしゃると思うし、いろいろ言いたいことがある若者も。

ただ、子供によってまた違うし、その年代によっても違うので、私も子供というのは余り分からないというか、どう聞いていいのかわからない。普段小学校とかで、「どうしたらいじめってなくなると思う？」みたいな、そういうのを聞くと、意外と子供たちが言ってくれるという感じはありますよね。

○杉浦委員 聞くのは「何とかですか」と回答を取らないと、語ってもらうのだとすごい大変になりますよね。

○村上若年支援担当 誘導じゃなく、言えるような。丸投げみたいな感じになると出てこないですね。

○杉浦委員 だから、「先生は自分の言うことを聞いてくれるか」とか、「親は自分

の話をよく聞いてくれると思うか」とか、直接それが聞きたいのではないけれども、それを聞いてもらえないというのは、結局一人前に扱ってもらえないというふうな印象だったりとか、割と簡単に答えないと、集めたときあと、大変じゃないかなと思うのですが。

「いじめがなくなるにはどうしたら」というのを聞いちゃうと、すごくいろいろ出てきてしまうから、どうしてもとまらないというのが。

○井利委員 確かに。

○土井部会長 だからどの人に聞くかというのが、小学生、子供に聞くのか、未成年に聞くのかとか青年層にするのかとか、相当違うと思います。子供だと相当これはハードルが高いのではないかなと思います。

○村上若年支援担当 子供は連携室でもやっている部分があるので、若者ですかね。ただ、さっき杉浦先生がおっしゃったように、精神年齢的に、子供と若者。年とっても若者もそうだったとなってくると、聞き方をちゃんと工夫しないと出てくるものも出てこないというのはあるかなと思います。

○土井部会長 さっきの杉浦さんと井利さんの話を踏まえると、現在の困難もそうだけれども、過去のことをもしも語ってくれるなら語ってもらおうと、つながりが見えてきますよね。どうだったかという、生活史を語ってもらおうほうが、意味がある気がしますね。

○杉浦委員 すごく意味があると思いますね。まとめるのは難しいですが。

○堀委員 実際、業者さんがまとめてくれる。

○村上若年支援担当 そうですね。

○堀委員 じゃあ別に。

○土井部会長 どういう状況でどういう業者が見るかですよ。調査会社で、例えばひきこもっている人がその人に話してくれますかという。

○堀委員 例えば委員の施設に行って一緒に話を聞くとか。

○土井部会長 そうですね。きっと構えちゃうよね、知らない人が入ってきたら。

○井利委員 そんなに簡単に語れることでもないと思います。

○土井部会長 構えられると、相手が期待しているだろうと思うことを語っちゃう

からね、たしかに。

○杉浦委員 子供食堂みたいな、子供がわーって来ているところで食べながら何か答えてくれる、意識半分ぐらいの感じのほうがいいかなという感じがします。

○新保委員 集団で面接するイメージですかね。個人で、1対1でやるのかなと思っていたのですが、子供たちは多分集団でやったりすると発言しやすくなるんですよ。その代わり個人情報余り出てこないかもしれない。どっちがいいか。

○井口統括課長代理 確かにそうですね。それぞれメリットがありそうな気がしますので。1対1で聞いたほうが、静かに、ほかの人に影響されずに自分の素直なお話が聞けるから、逆に内面も、人に話しにくい内容も。

○新保委員 その業者の方ができるかどうかですね。そういう方がいれば出てくると思うのですが。

○土井部会長 去年、ト一横の問題をやったときも、駆け込み寺の業者さんというのは、食事をしながら。食べると、どうしても構えが取れるので、食べながら話をするんだとおっしゃっていましたよね。ポンと本音が出てくる。

そういう場を設定しないと多分難しいですよ。面と向かって「さあ、語ってください」と言っても。

○小西委員 直接自ら担当している若者にといいのはないのですか。都の職員が直接行わなくてはいけないのでしょうか。若者部会と連携しながら、若者部会で担当している団体でも行っていただけるのではないのでしょうか。

○土井部会長 若者にもあるのですか。

○村上若年支援担当 そうですね。それもあつ。

○小西委員 そうすると、結構信頼感がつくられている中で。

○井口統括課長代理 支援している側としてのいろんな御本人の感じていることとかを代弁していただいて、拾えるところは拾っていただくことも。

○土井部会長 だから、こっちとしてはこういうこと知りたいんだよねということに向こうに投げて、向こうでやってちょうだいという。

さっき出たようなことを我々は知りたいので、それをうまく聞けるかどうか考えてくださいますかと。

向こうからこちらに何か要求があるだろうし。

時間が大分オーバーしてしまったのですが、ほかに言い残したことがありますでしょうか。なければそろそろ終わりたいと思いますが。よろしいですか。

では、事務局から連絡があると思いますので、お願いします。

○村上若年支援担当 連絡事項ですが、第2回の若年支援部会につきましては、既に日程調整等をお願いしているところですが、決まり次第、開催日程を御連絡したいと考えてございまして、以降は予定として7、9、10月、11月に支援部会をやりまして、年末に拡大とか総会で答申案を見ていただくという形を予定しているところがございます。

○井利委員 7月は決まってませんでしたっけ。

○井口統括課長代理 7月は今調整中で、概ね皆様が今のところ19日が大丈夫。結構皆さん御調整をくださっているところですが、何とかいけそうな状態です。決まりましたら正式に。

○井利委員 何時からですか。

○井口統括課長代理 一応3時半からを御都合で伺っているところではございます。

決まりましたら改めて御案内申し上げますので、御予定を一応確保いただければ幸いです。

○土井部会長 どうしても難しい場合はオンラインでも。

○井口統括課長代理 オンラインでも大丈夫でございます。よろしく願いいたします。

○土井部会長 ありがとうございます。じゃあ、今日はこれで大丈夫ですか。

では、長い時間お疲れ様でした。これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

午後7時43分閉会